

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	渥 美 誠	
出席	副 会 長 (職務代理者)	田 中 光 義	
出席	副 会 長	辻 義 則	
出席	副 会 長	伊 藤 豊	
出席	委 員	鷺 野 則 美	
出席	委 員	服 部 貢	
出席	委 員	浅 井 佐智子	
出席	委 員	三 輪 時 広	
出席	委 員	大 橋 一 之	
出席	委 員	加 藤 博 由	
出席	委 員	伊 藤 里 海	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	日 榮 隆 広	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	沖 龍 彦	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	横 井 誠
課長補佐（事務担当）	伊 藤 光
主 査（事務担当）	若 松 孝 志
主 事（事務担当）	溝 口 雅 也
主 事（事務担当）	礪 川 湧 生

発言者	内 容
事務局長	<p>1. 開催日時 令和2年9月23日(水) 午前9時00分から午前9時25分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室</p> <p>3. 出席委員(15人) 別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員(0人) 別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第18号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願</p> <p>日程第 5 決定第 6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 6 専 決 報 告 1. 農地法第3条の3の規定による届出</p> <p>日程第 7 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知</p> <p>日程第 8 そ の 他</p> <p>6. 農業委員会事務局職員 (4人) 別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 伊藤 光 主査 若松孝志 主事 溝口雅也 礒川湧生である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会(午前9時00分)</p> <p>定刻となりましたので、只今より、令和2年9月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により渥美会長さんをお願いします。</p> <p>会長さん宜しく申し上げます。</p>

<p>会長</p>	<p>《会長あいさつ》</p> <p>それでは、本日の出席者数は15名中15名で、定足数に達しておりますので、只今より9月定例農業委員会を開会します。</p> <p>審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声》</p> <p>それでは、 議席番号 4番 田 中 光 義 委員 議席番号 5番 浅 井 佐智子 委員</p> <p>を指名しますので宜しくお願いします。</p> <p>それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。</p> <table border="0" data-bbox="379 987 1517 1339"> <tr> <td>議案第16号</td> <td>農地法第3条の規定による許可申請</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第17号</td> <td>農地法第5条の規定による許可申請</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>議案第18号</td> <td>生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>決定第6号</td> <td>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>専決報告</td> <td>1. 農地法第3条の3の規定による届出</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>1. 農地法第18条第6項の規定による通知</td> <td>3件</td> </tr> </table> <p>それでは、議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請2件について審議をお願いします。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>	議案第16号	農地法第3条の規定による許可申請	2件	議案第17号	農地法第5条の規定による許可申請	5件	議案第18号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願	1件	決定第6号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	4件	専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出	10件	報 告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知	3件
議案第16号	農地法第3条の規定による許可申請	2件																	
議案第17号	農地法第5条の規定による許可申請	5件																	
議案第18号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願	1件																	
決定第6号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	4件																	
専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出	10件																	
報 告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知	3件																	
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》(1番から2番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)</p> <p>以上、2件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>																		
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第16号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>																		

<p>会長</p>	<p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請 2件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請5件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》</p> <p>(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は住所地の借家にて夫婦と子の3人で生活しております。子どもの成長に伴い、現在の住まいでは手狭になってきたため、戸建て住宅の建築を計画しました。申請者夫婦は不動産を所有していないため、不動産屋をあたり雑種地や既存宅地を探しましたが、条件に合う土地を見つけることができませんでした。住宅建築をあきらめかけていたところ、母が所有する農地を住宅敷地として使わせていただけることとなりました。今般の申請にて、母が所有する実家近くの申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。</p> <p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は平成28年から名古屋市で金属リサイクル業を営んでいます。昨今のリサイクル需要の高まりもあり、事業が順調に拡大しております。回収した品を保管する資材置場がないためトラックの荷台に保管するなど、保管場所に困っていました。実際の業務は津島市、愛西市、弥富市等がほとんどで、この地域で資材置場に適した土地を探しておりました。条件に合う土地がなかなか見つからず、最適地として見つかった土地が今回の申請地です。隣接地は道路と雑種地のため、周辺耕作地への影響はほとんどないと考えます。土地造成はコンクリート敷きにて、集水した雨水は油水分離柵を経由し水路へ放流します。今般の申請にて、申請地を買い受け、資材置場を設置する計画です。</p> <p>(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は住所地の借家にて夫婦で生活しております。近い将来、子どもも欲しいと思っており、現住所では狭いため、新たに戸建て住宅の建築を計画しました。本家には5人が暮らしており申請者夫婦が居住するスペースはなく、増改築も反対されています。申請者夫婦には所有する土地はなく、父に相談したところ、本家敷地内の一部と隣接する農地に建てたらどうかと申し出てくれました。本家の後継者として祖母、両親の世話をしながら生活できる最適地として選定しました。今般の申請にて申請地を借り受け、本家の敷地内の一部と申請地を一体利用し、分家住宅を建築する計画です。</p>

事務局	<p>(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は平成10年から津島市で土木建設業を営んでいます。主な業務は宅地造成工事で、愛西市、津島市を中心に多くの受注があります。申請地近隣の土地を資材置場として利用していますが、業務拡大とともに資材が増え手狭になってきました。早急に資材を追加で置ける場所を探したところ、何とか今回の申請地が見つかりました。なお、敷地周辺はコンクリートブロック積みとし、雨水は碎石敷きによる自然浸透としますが、隣接する農地には、流れ込まないようにする計画です。今般の申請にて、申請地を買い受け、資材置場を設置する計画です。</p> <p>(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者である法人は昭和37年に設立され、平成16年に現在の主たる事務所である愛西市赤目町に養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを移転し、併せて老人デイサービスなどを開設し、現在に至っております。昨今リハビリに特化した老人デイサービス事業の必要性を感じており、事業を開設する場所がないか農地以外を探しましたが適当な土地が見つからず、申請地の土地の紹介を受けました。申請地は利用者の希望する建物の建築が可能で、立地条件としても県道沿いにあり、利用者の利便性がよいと判断しました。今般の申請にて、申請地を借り受け、福祉施設の建築と駐車場を設置する計画です。</p> <p>以上、5件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第17号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請5件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第18号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願 1件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(1番の願出者住所氏名・土地の所在・地目・面積、事由を朗読及び説明)</p> <p>以上、1件につきましては、生産緑地の解除に必要な、主たる従事者の証明を行うものです。以上で説明を終わります。</p>

<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第18号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第18号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、証明することに決定いたします。</p> <p>続きまして、決定第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》(1番から4番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明)</p> <p>決定第6号の農地利用集積につきましては、件数も多いため、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から4番、全体筆数は13筆、面積は12,905㎡でございます。愛知県農業振興基金が一次借受人となっております。耕作人として、4名の方々が借り受けております。内容につきましては、作物は 水稲、レンコン、野菜でございます。愛知県知事同意は2020年9月3日、愛知県農業振興基金同意は2020年9月3日、公告年月日は2020年9月30日、契約開始年月日は2020年10月1日となっております。権利の内容は、賃借権と使用貸借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。なお、この事案につきましては農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件をすべて、満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より決定第6号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。</p> <p>全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 1件 について事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>《事務局説明》 (専決報告 農地法第3条の3の規定による届出 1番から10番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明)以上、10件の届出を受理いたしました。</p>
会長	<p>只今、専決報告 1件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 1件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》 (報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から3番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明)以上、3件の合意解約の通知を受付いたしました。</p>
会長	<p>只今、報告 1件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p> <p>これをもちまして、9月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前9時25分)</p>

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和2年9月23日

会 長 渥 美 誠

議事録署名者

議席番号 4番委員 田 中 光 義

議事録署名者

議席番号 5番委員 浅 井 佐智子